



Tsukuba!

Vol. 5

2025年 6月
にほんご



Topic: じてんしゃ でんどう の かた
自転車と電動キックボードの乗り方とルールについて

※このガイドに掲載がある二次元コードは、すべて日本語のページにつながります。ほかの言語で見たいときは、自動翻訳機能を使ってください。

自転車や電動キックボードを安全に使おう！

つくば市では、多くの人が自転車などを利用しています。通勤や通学、買い物など、日常生活に欠かせない移動手段ですが、自転車や電動キックボードには自動車と同じように交通ルールがあります。正しいルールを守らないと、事故につながる危険があります。

この号では、自転車に乗るときの基本ルールや自転車がいらなくなったときの対処法、電動キックボードを使うときの注意点などについて詳しく説明します。クイズに挑戦しながら楽しく学びましょう！

自転車や電動キックボードを正しく使えていますか？

～知っているようで知らないルール、あなたはいくつ正解できますか？～

自転車に乗る前に

Q1: 自転車に乗る人は、保険に入ったほうがいい？ → ○ or ×？

答えは… ○ 自転車保険に入りましょう

自転車に乗っていて、もし人にけがをさせたり物をこわしてしまったら、高額な金額を請求されることがあります。そのため、自転車保険に入っておくと安心です。つくば市では、自転車を使う人に保険加入を勧めています。自転車保険は、自動車保険や火災保険、学校や職場で入っている保険の特約等でカバーされる場合もあります。

[https://www.city.tsukuba.lg.jp/cycle/safety use/22511.html](https://www.city.tsukuba.lg.jp/cycle/safety%20use/22511.html)



つくば市HP



◆自転車を所有したら防犯登録をしましょう

自転車を買ったときや人からもらったときは、防犯登録をしましょう。登録することで、自転車が盗まれたときに見つかりやすくなり、自分のもとに戻ってくる可能性が高くなります。

防犯登録の新規登録には800円かかります。

また、防犯登録された自転車を処分するときは、販売店や警察署で登録の抹消をしましょう。防犯登録された自転車を他人に譲るときは、登録の抹消手続きと併せて

譲渡証明書を作成し、自転車の所有関係がわかるようにしておきましょう。

<https://www.ibaraki-bicycleunion.jp/main102.html>



茨城県自転車
二輪自動車商
協組合HP

自転車に乗るときのルール

Q2: 自転車に乗るとき、ヘルメットを被らなくてよい。→ ○ or × ?

答えは… × ヘルメットを被りましょう

自転車の事故で亡くなった人の半分以上は、頭に大きなけがをしています。ヘルメットを被っていないと、重いけがをする危険が高くなります。自分の命を守るために、ヘルメットを被りましょう。SGマークなどの安全性を示すマークがついたものを選び、あごひもをしっかりとめて、正しく使うことが大切です。

◆交通ルールを守りましょう

自転車は「車」の仲間です。日本では、自転車は「車」として道路交通法にしたがって走らなければなりません。車と同じように、信号や標識を守り安全に走行する必要があります。

違反行為を繰り返すと、「自転車運転者講習」を受けなければなりません。

<https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/bicycle/koshu.html>



警視庁
HP



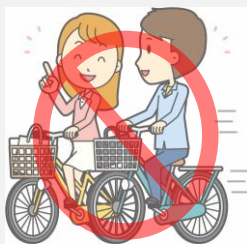
車道の左側を走りましょう



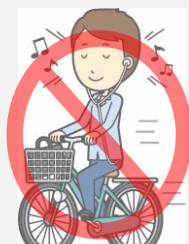
一時停止を
しましょう



信号を
守りましょう



1列で走りましょう



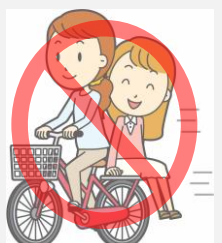
イヤホン、ヘッドホンの
使用は禁止です



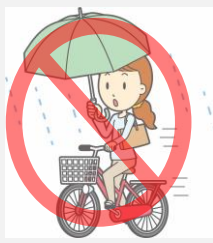
暗くなってきたら
ライトをつけましょう



駐輪場を
使いましょう



2人乗りは
禁止です



傘をさしながらの
運転は禁止です



自転車のスマホ・酒気帯び運転の罰則

酒気帯び運転:
3年以下の拘禁刑または
50万円以下の罰金

運転中のながらスマホ:
6か月以下の拘禁刑または
10万円以下の罰金

自転車歩道走れるのは、次のときだけです

- ・歩道に右のような標識や標示があるとき
- ・13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、
身体の不自由な人が自転車を運転するとき



・工事で車道の左側を通れないときや、狭い道で自動車が多くて運転が危ないときなど、車道を走ると危ないとき

△歩道は歩行者優先です。自転車が歩道を通行する場合は、車道寄りの部分をすぐに止まることができ、速さでゆっくり走りましょう。歩道にいる歩行者の通行を妨害してはいけません。

自転車がいらなくなったとき

Q3: いらなくなった自転車は、どこかに置いておけばよい。→ ○ or × ?

答えは… × 引っ越すときや帰国するときは要注意！

日本では、使わなくなったものをそのまま道や家の前などに置いていくことはできません。引っ越しや帰国のときは、必ず自転車を処分する手続きをしてください。

例えば、友人などに譲る、リユース店に売る、市の「粗大ごみ」として出すなどの方法があります。自転車をそのまま放置せず、いずれかの方法で最後まで責任をもって手続きしましょう。

◆ 自転車は「粗大ごみ」です

つくば市で自転車を捨てるときは、粗大ごみ受付センターに予約をして、指定された場所で回収してもらう方法と、サステナスクエアに直接持ち込む方法があります。どちらも有料です。

つくば市HP

○粗大ごみ受付センターに予約をして、指定された場所で回収してもらう方法



1. 電話またはWEBで粗大ごみの回収予約を申込みます。

※電話は英語・中国語対応可能です。WEBは日本語のみ受付可能です。

電話: 029-860-2984 WEB: <https://www.city.tsukuba.lg.jp/kurashi/recycle/gomi/1000823.html>

2. 指定日までに、「粗大ごみ処理券」を必要な枚数購入して、自転車にシールを貼ります。

3. 指定された回収日に、自転車を指定の場所に出します。

○サステナスクエアに直接自転車を持ち込む方法

自転車をサステナスクエア(市のごみ処理施設)に自分で持って行って捨てることもできます。

受付時間: 月～金(8:30-16:30) 土(8:30-11:30) 祝日(8:30-12:00・13:00-16:30)

この場合、重さ10キログラムごとに130円の処理料金がかかり、現地で**現金**で支払います。予約は必要ありません。在留カードなど、住所が書かれた身分証明書を持って行ってください。

◆ 放置自転車は大変迷惑です

放置自転車とは: 駐輪場以外の公共の場所に長時間置かれたままの自転車のことです。

放置自転車は市が撤去します。撤去された自転車は市の保管場所に移し、一定期間が過ぎたものは処分します。撤去された自転車を返してもらうには、1,000円(保管手数料)を支払う必要があります。

<https://www.city.tsukuba.lg.jp/soshikikarasagasu/kensetsubukoen shisetsuka/gyomuannai/4/2/1017006.html>



つくば市HP

電動キックボードを使うときのルール

Q: 電動キックボードは、16歳未満でも乗っていい。→ ○ or × ?

答えは… × 16歳未満の人は電動キックボードを運転することができません。

2023年7月から、特定小型原動機付自転車(とくていこがたげんどうきつきじてんしゃ)という新しいカテゴリができました。このカテゴリにあてはまる電動キックボードは、16歳以上であれば、運転免許が無くても乗ることが可能です。

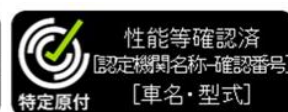
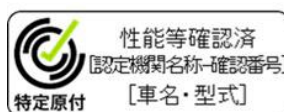
走行する前に

◆保安基準に適合しているか確認しましょう

保安基準に適合したキックボードには、右上のようなシールが張られています。

詳しくは国土交通省のHPをチェックしましょう。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000058.html



国土交通省HP

◆ナンバープレートを取得しましょう

つくば市役所2階の市民税課で軽自動車税の申告をし、

電動キックボードのナンバープレートを取得しましょう。

電動キックボードには、軽自動車税が課税されます。

登録手続きのときには、どこで買ったかを示す「販売証明書」

を持って行きましょう。

廃車の際も手続きが必要です。詳しくは右のHPをチェックしましょう。

◆自賠責保険(共済)に加入しましょう

自動車や原動機付自転車(原付バイク)、電動キックボードに乗る人は、

「自賠責保険(じばいせきほけん)」に入らなければなりません。

自賠責保険に入らずに運転すると、1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金になることもあります。

この保険は、事故で人にけがをさせてしまったときに、けがをした人の治療費や介護が必要になったときの費用などをサポートする制度です。

この保険に入らずに事故を起こすと、相手への治療費などをすべて自分で払うことになります。金額がとても大きくなることもあり、経済的な負担が増えます。

つくば市HP 税金について



<https://www.city.tsukuba.lg.jp/soshikikarasagasu/zaimubushiminzeika/gyomuannai/4/1/20406.html>

国土交通省HP 保険について



<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibais eki/other info/e-scooter/index.html>



Q5:電動キックボードは、歩道を自由に走れる。→ ○ or ×?

答えは… × 車道の左側を走行する必要があります。ただし、歩道走行可能な電動キックボードもあります。通行することができる歩道は、右上のような標識があるときに限られます。

歩道を走るときの最高速度は6km/hです。また、歩道は歩行者優先です。歩行者の通行の妨げとなる場合は、一時停止しなければなりません。詳しくは警視庁HP「交通ルール」をチェックしましょう。

<https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/electric mobility/electric kickboard.html>

次の行為は禁止されています。違反すると、反則金や罰則の対象となります。



16歳未満の運転



飲酒運転



運転中
ながらスマホ



2人乗り



警視庁HP
交通ルール

翻訳者から一言